



令和8年は 農業委員および 農地利用最適化 推進委員 の改選年です!!

委員の任期は、令和8年7月19日までとなりますので、
令和7年度中に『農業委員および農地利用最適化推進委員』
の募集を行います。

募集案内は令和7年12月にお知らせしますが、応募を
検討されている方や委員業務を知りたい方は、農業委員
会事務局へご相談ください。

1. 農業委員および農地利用最適化推進委員の資格要件

	農業委員	農地利用最適化推進委員
資格要件	農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進および農業委員会業務の職務を適切に行うことができる者。	農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
構成条件	①認定農業者が過半数以上を占めること ②農業委員会業務に関して利害関係のない、中立委員を1名以上任命すること（農業者以外の者）。 ③ <u>女性・青年（40歳代まで）の積極的な登用への配慮</u>	特になし
委員に なれない者	①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。 ③法律上農業委員会の委員と兼職を禁止とされている職にある者	
任 期	3年間 【令和8年7月20日～令和11年7月19日】	委嘱日から、農業委員の任期満了日まで。 （農業委員と同任期予定） 【令和8年7月20日～令和11年7月19日】

2. 農業委員会の業務

農地法に基づく許認可など （法令業務）	農地利用の最適化の業務	担い手対策、情報の提供
・農地の売買や賃借の許認可 ・農地転用に関する事務 ・遊休農地の現地調査・指導	・担い手への農地の集積・集約 ・遊休農地の発生防止・解消 ・新規就農・新規参入の促進	・農業者年金の加入推進 ・全国農業新聞の普及 ・全国農業図書の普及

問 農業委員会事務局 ☎ 55-1170